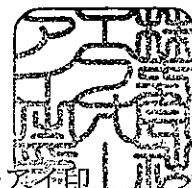


新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）、
及び新規上場申請のための四半期報告書の適正性に関する確認書

平成 21 年 10 月 16 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 齊藤 惇 殿



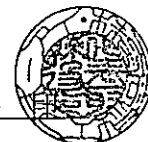
会 社 名 株式会社エフオー

代 表 者 の

役 職 代表取締役社長

氏 名 (署名)

奥村 裕



当社の代表取締役社長である奥村裕は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）及び新規上場申請のための四半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。

なお、不実の記載がないと認識するに至った理由は以下の通りです。

— 記 —

1. 私は、当社の上場申請のための有価証券報告書(Iの部)及び上場申請のための四半期報告書の記載内容に関して、「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び「四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」等に基づき、全ての重要な点において、適正に表示されていることを確認いたしました。
2. 上場申請のための有価証券報告書(Iの部)及び上場申請のための四半期報告書作成にあたり、業務分担と責任部署が明確にされており、各部署について適切な業務体制が構築されております。また、社内規程を整備し、職務の分担や責任の所在を明確にしております。
3. 毎月 1 回開催されている定時取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会において、業務遂行の状況が適切に報告されているとともに経営方針や重要事項の意思決定を行っております。
4. 内部監査担当者は、諸法令、社内体制及び社内規程に照らして内部管理体制の適切性、有効性を定期的に検証し、経営者に報告しております。
5. 会計監査人による監査において、上場申請のための有価証券報告書(Iの部)及び上場申請のための四半期報告書の記載内容に関し、重要な指摘事項はありません。

以上